

受水槽式給水に係る受水槽及び受水槽以下の導水装置に関する設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、受水槽式給水に係る受水槽及び受水槽以下の導水装置の設置に関し、必要な基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「直結直圧式」とは、配水管の水圧で直結給水する方式をいう。
- (2) 「直結増圧式」とは、給水管の途中に増圧給水設備を設置して給水する方式をいう。
- (3) 「受水槽式」とは、受水槽を設置して給水する方法をいう。
- (4) 「導水装置」とは、受水槽の入口までが給水装置で、それ以降を導水装置という。

(受水槽式給水の種類)

第3条 受水槽式給水は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高置水槽式 受水槽に受水した後ポンプで高置水槽にくみ上げ、自然流下により給水する方式。
- (2) 圧力水槽式 受水槽に受水した後ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力により給水する方式。
- (3) ポンプ直送式 受水槽に受水した後使用水量に応じ、ポンプの運転台数の変更又は回転制御により給水する方式。

(受水槽の設置)

第4条 受水槽は、おおむね次の各号の一に該当するときに設置するものとする。

- (1) 一時に多量の水を使用することが繰り返されるとき。
- (2) 常時一定の水量を必要とするとき。
- (3) 給水を受ける建物が病院、飲食店その他の断水等により事業の運営に支障をきたすおそれのある施設であるとき。

(受水槽の設置届)

第5条 受水槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、次に掲げる書類及び図面を企業長に提出するものとする。

- (1) 受水槽設置届
- (2) 受水槽以下の導水装置の設計の関する計算書
- (3) 建物の案内図、配置図、各階平面図、立面図、給水系統配管図及びパイプシャフト詳細図
- (4) 受水槽等構造図
- (5) ポンプ性能図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

(直結直圧式給水栓の設置)

第6条 設置者は、受水槽の清掃、故障等により給水に支障が生じることがあるため、応急用として直結直圧式による給水栓を設置するものとする。

(ほかの給水方式との併用)

第7条 水道使用者の利便を図るため、メーター（特殊集合住宅にあっては、総括メーター）口径の流量の範囲内で、直結直圧式又は直結増圧式のいずれかの給水方式との併用を認めるものとする。この場合において、前条の直結直圧式給水栓については、併用するほかの給水方式とはみなさないこととする。

(受水槽の設置位置)

第8条 受水槽は、地上式又は高置式を原則とする。ただし、建築物の構造上やむを得ず地下式とする場合は、し尿浄化槽、汚水槽その他の汚染源から2メートル以上離れた位置に設置する。

(受水槽への給水)

第9条 受水槽に接続する給水管の口径は、メーター（特殊集合住宅にあっては、総括メーター）の口径以下とし、給水管を地面から1.5メートル以上立ち上げた後受水槽に給水するものとする。

(受水槽の構造及び材質)

第10条 受水槽の構造及び材質は、建築基準法施行令（昭和25年度政令第338号。以下「施行令」という。）第129の2の2第2項及び建築基準法施行令第129条の2の2第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（昭和50年建設省告示第1597号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受水槽は、周囲六面に45センチメートル以上の空間を設け、外部から受水

槽の上面、底面及び周壁の保守点検、清掃、修理等を容易かつ安全に行うことができるようにすること。

- (2) 受水槽は、鋼板製、合成樹脂製又は鉄筋コンクリート製とし、防水及び水密を保ち、水質に影響を及ぼさない構造とするため、防水及び防蝕対策を講じること。
- (3) 受水槽の内部底面と低水位との間隔が15センチメートル以上となる構造とし、排水溝及び吸込みピットに向けて100分の1以上のこう配を設けること。
- (4) 通気管については、末端を下向きにし、耐蝕性の金網等を取り付けること。
- (5) マンホール面は、受水槽上面から10センチメートル以上立ち上げること。
- (6) 受水槽は、高水位警報器及び低水位警報器を取り付けること。

(受水槽の容量)

第11条 受水槽の有効容量は、一日における最大使用水量の10分の4から10分の5を標準とし、設置前に企業長と協議の上定めるものとする。

(高置水槽の構造等)

第12条 高置水槽の構造等については、第7条の規定を準用するほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高置水槽の設置位置については、原則として建築物の最上階の給水栓から上に5メートル以上の位置を水槽の低水位とすること。
- (2) 最上階にフラッシュバルブを設置する場合は、最上階の給水栓において0.1Mpa以上の水圧を確保すること。

(高置水槽の容量)

第13条 高置水槽の有効容量は、一日における最大使用水量の10分の1以上を標準とする。

(受水槽以下の配管設備の構造)

第14条 受水槽以下の配管設備の構造等については、施行令及び告示に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水圧が過大になるおそれのあるときは、各戸への分岐部分に減圧弁を設置すること。
 - (2) 配管設備には、用途の異なる他の管と識別できるよう、管の外面に表示をすること。
- 2 受水槽以下の導水装置を施工するに当たっては、東部地域広域水道企業団に定める給水装置工事に準じて行うこと。

(維持管理)

第 15 条 受水槽の所有者又は管理者は、受水槽に関して次に掲げる維持管理を行うものとする。

- (1) 工事完了後、受水槽の使用を開始するときは、水槽内を十分に清掃してから水を入れ、指定検査機関による水質検査に合格した後とすること。
- (2) 水槽内部について、水あかの付着、沈でん物、浮遊物等による水質汚染の有無を毎月 1 回以上点検すること。
- (3) 水質検査及び水槽内部の清掃は、水槽の使用開始後 1 年以内に行い、以降は直前の検査日又は清掃日から 1 年以内に定期点検を行っていくこと。
- (4) 長期間使用を停止していた水槽を再び使用するときは、水槽内の水を一度排水し十分に清掃した後使用すること。
- (5) 点検、検査等において、結果を整理・記録し東部地域広域水道企業団で提出を求めたら速やかに提出を行うこと。

附 則

この設置基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。